

ちいきいこう たいいんそくしん けんりようご 地域移行・退院促進・権利擁護

山梨学院大学 法学部 政治行政学科
たけばた ひろし
竹端 寛

このプロジェクトチームにおいて権利擁護について検討する際、共通の認識基盤において、**「能力主義ではなく、障害者を様々な権利を持つ市民として捉える」という視点**である。入所施設や精神科病院からの地域移行・退院促進や、あるいは地域自立生活における権利擁護課題を議論する際も、この視点に基づいて検討をした。以下、その内容について触れていきたい。

ちいきいこう たいいんそくしん けんりようご 地域移行・退院促進と権利擁護

権利条約の第19条では、「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと」と、社会的入院・入所は差別であることが規定されている。従来の能力主義の観点では、本人以外の専門家が入院・入所の必要性を定義してきた。だが、この19条が示すように、「他の者との平等を基礎」とされた障害者市民自身に、まずもって

居住・生活形態の選択権がなければならない。

ただ選択権に関連して、選択主体である障害者本人が長期間の入所・入院を強いられてきた結果、施設・病院以外での生活を想像できなくなる、あるいは深い諦めを持つ場合がある。また、本人の選択を受け止める支援者が能力主義的な視点を持つかどうか、地域移行や退院促進の成功事例を沢山知っているか、等によって、本人の諦めを希望に変える事も念押しすることも可能だ。後述する当事者エンパワメント事業や、支援者への再トレーニング等も必要となる。

また、「特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと」を保障するためには、現状では入所施設や精神科病院以外での生活は無理だ、と「困難ケース」に分類（ラベリング）されている障害者市民こそ地域生活が実現するような政策的支援が重要である。知的障害者の入所施設をゼロにしたスウェーデンや精神科病院を解体したイタリア等、地域移行・退院促進の実践が大きく進んでいる地域に共